

令和元年6月10日

## 愛媛県内子町・大分県大分市の歴史的風致維持向上計画を認定

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、愛媛県内子町、大分県大分市の歴史的風致維持向上計画について、6月12日付けで主務大臣（文部科学大臣，農林水産大臣，国土交通大臣）が認定します。当日は、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を市町長に対して直接交付します。

（国土交通省記者クラブ，農林水産省記者クラブ同時配布）

本計画は、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった「歴史的風致」の維持向上を図るためのもので、愛媛県内子町は八日市護国(ようかいちごこく)伝統的建造物群保存地区保存修理事業等を、大分県大分市は重要文化財 柞原(ゆすはら)八幡宮本殿他4棟保存修理事業等を位置付けています。（詳細は別紙参照）

### 【認定式】

- 日時 令和元年6月12日（水）13：30～
- 場所 田中国土交通大臣政務官室  
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）

報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、市町長へのぶら下がり取材が可能です。取材を御希望の方は、13:15 までに4階エレベーターホールにお集まりください。国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

<担当> 文化庁文化資源活用課  
活用連携計画官 中田尚樹（内線2869）  
文化財活用情報分析官 樋口和宏（内線2738）  
電話：03-5253-4111（代表）  
03-6734-4760（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

令和元年6月  
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等76市町の計画を認定しています。

このたび、愛媛県内子町・大分県大分市の歴史的風致維持向上計画を6月12日に認定し、認定都市数は78市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

[http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html)

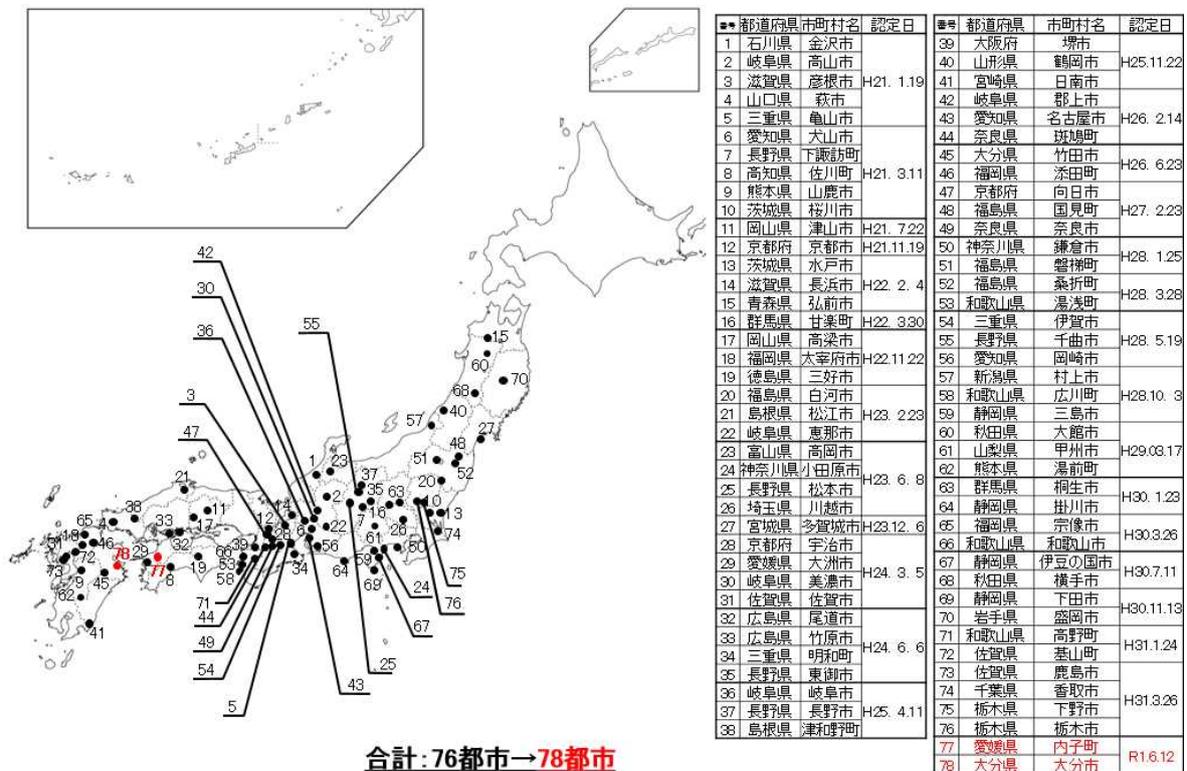


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

## 各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

うちこちょう 内子町 歴史的風致維持向上計画（愛媛県内子町 認定申請日 H31.3.29）

重要伝統的建造物群保存地区「八日市護国伝統的建造物群保存地区」や、国指定重要文化財である「本芳我家住宅」「内子座」及びその周辺地域と、高昌寺ねはん祭の稚児行列や県指定の無形民俗文化財「いかざき大凧合戦」等に見る歴史的風致の維持向上を図るため、内子座や重要伝統的建造物群保存地区内にある歴史的建造物等の保存修



【内子座】

理事業や、手漉き和紙など伝統産業の職人、学芸サポーター、まちあるきガイド等の人材育成に関する支援事業などを位置づけています。

おおいたし 大分市 歴史的風致維持向上計画（大分県大分市 認定申請日 R1.5.17）

国指定重要文化財「柞原八幡宮」や国指定の史跡「大友氏遺跡」及びその周辺地域と、「若宮八幡社夏季祭礼」や柞原八幡宮の祭礼である「浜の市」「賀来の市」等に見る歴史的風致の維持向上を図るため、「柞原八幡宮本殿」をはじめとした歴史的建造物の保存修理事業、「大友氏遺跡」の復元整備事業のほか、祭礼の巡行路沿いにおける無電



【柞原八幡宮】

柱化事業や道路修景整備事業、祭礼で使用する用具の保存修理に関する事業等を位置づけています。

### ■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）